

広島市規則第2号

令和8年2月26日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条第3項第4号中「及び特定地域型保育事業者」を「、特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改め、「施行（」の右に「施設型給付費及び地域型保育給付費等、施設等利用費並びに乳児等支援給付費等の支給に係るもの並びに」を加え、「並びに施設型給付費及び地域型保育給付費並びに施設等利用費等の支給に係るもの」を削り、同項第5号中「子育てのための施設等利用給付」の右に「及び乳児等のための支援給付」を加える。

附 則

この規則中第10条第3項の改正規定は令和8年3月1日から、第8条第5項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は同月23日から施行する。